

ゆめ応援プロジェクト申請【書類確認用紙】一般前期用

1 枚目

受験 (予定) _____ 学部 _____ 学科 _____ 名前 _____ (フリガナ)

◎家計の審査について

ゆめ応援プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)申請では、原則として「平成25年度所得証明書(平成24年1月～12月の内容)」の金額で審査します。

ただし、申請時現在の勤務先や勤務形態、事業内容等が平成24年の勤務先等と違う場合は、平成25年の給与明細の写又は収入・所得の見込により現在の状況で計算します。(期限厳守のため、提出書類等を簡素化)

この【書類確認用紙】を1番上にし、1枚目、2枚目とも記入して、以下の番号順に必要な書類を揃えながら確認して、提出してください。

(1) の全員提出する書類は提出書類を確認したら、番号前の□に✓をしてください。

◇は、内容を確認して記入したら✓をしてください。

(2) の該当者が提出する書類は、全ての「アはい イ いいえ」を選択し、アの場合は書類を用意したら✓してください。

①～⑬の内容については、該当するかどうかをありのまま回答し、アの場合、書類を提出することになります。

⑭～⑯の回答は、該当していても、証明書類を提出しない場合は、イ・えを選択できます。

(1) 全員提出する書類 1～5

1～5は全て提出が必要です。3及び4は、市区町村役場発行の書類です。原本を提出してください。

□1 ゆめ応援プロジェクト 入学料免除願 (日付は記入日を記入する。)

- ◇ 保証人は父又は母が直筆する。父母共にいない場合は、後見人等(祖父母・兄・姉等)が直筆する。
- ◇ 夢や弘前大学へ入学を希望する理由を申請者本人が記入する。(具体的に記入のこと。夢や入学を希望する理由は、審査対象ではありません。)
- ◇ 入学料免除を申請する家計状況も、申請者本人が記入する。(後日、内容について問い合わせることがあります。父母等に聞きながら回答することは可能ですが、申請者本人が回答することになります。)

□2 ゆめ応援プロジェクト 家庭調書 (年齢・学年等は、平成25年11月1日現在で記入する。)

- ◇ [記入例]を参考に父母及び同一生計者全員 _____ 人を記入する。[記入例では9人]
- ◇ 勤務先名等は平成25年11月1日現在のものを記入する。勤務先や勤務形態(常勤、パート等)が所得証明の内容(平成24年1月～12月)と違う場合は、2の免除願にその旨を記入し、(2)の該当する書類も提出すること。
- ◇ 兄弟姉妹が在学中の学校種別を記入する。26年4月以降在学学校等が変更になる場合は、予定も記入する。

□3 市区町村発行の同一生計者全員分の所得(課税)証明書 _____ 人分提出した。

[家庭調書記入例では6人分必要。母、24歳兄、祖父、祖母、22歳姉、19歳兄]

◎ 所得証明書は同一生計者全員分が必要。(ただし、本人及び高校生以下の就学者・幼児は省略可。)

その他の家族は無職・大学生等でも必ず提出してください。平成25年度(平成24年1月～12月)分です。

市区町村窓口で、収入・所得「0」でも所得証明書を発行してほしいと依頼してください。

※[収入・所得「0」のとき非課税証明書のみ発行]という市区町村のみ非課税証明書可。

- ◎ 就学者で自宅外の兄弟姉妹の所得証明書について、早めに取り寄せるよう注意してください。25年1月1日の住民票のある市区町村役場で発行します。
- ◎ 市区町村で申告が必要な場合があります。申告後、証明書の発行が遅れる場合は、申告書の写の提出可とします。

□4 世帯全員の住民票

- ◇ 2の家庭調書と一致している。ただし、就学者で住民票を移している人の分は省略可。[記入例では姉の住民票が省略可。] 別居し、別生計だが、手続きしていない場合は、「申立書」(様式見本参照。以下同じ。)を提出する。(同居の祖父母・兄姉等については、家計に入金しているいないに関わらず、別生計にできません。)

□5 調査書(開封無効)

- ◇ 高等学校等からの開封していない調査書を提出した。(受験の際、提出するものとは別に必要です。)
- ※ [免除制度]申請には、調査書ではなく「学業成績証明書」が必要です。(卒業前2カ年の平均で審査するため。)

□6 確認事項

「免除制度」による授業料免除申請書類は、26年1月下旬配布予定です。各選抜の「学生募集要項」を参照のうえ、申請書類を取り寄せてください。

授業料免除を希望する場合、「ゆめ応援プロジェクト」申請者は、証明書類の一部が省略可能となりますが、別に授業料免除を申請する必要があり、自動的な申請とはなりませんのでご注意ください。

(2) 該当者が提出する書類 2-①～⑯

2-①～⑯については、文章を読み、「アはい」、「イ・え」のどちらかに○をしてください。該当する場合は、「アはい」に○をしてそれぞれの書類を提出してください。[⑭～⑯は、回答が選択できます。]

2-① 家族の中の給与所得者がいる。

(父 母 姉 兄 祖父 祖母)

- アの人は平成24年分源泉徴収票の写を提出する。(途中就職・退職等を確認するため、必ず提出してください。)

2-② 平成24年2月以降から新たに勤務したり、勤務形態が変更になった人がいる。

(父 母 姉 兄 祖父 祖母)

- アの人は現在の勤務先から給与明細数ヶ月分の写を提出。[記入例では母の給与明細写3ヶ月分以上が必要]

勤務先等の変更がない場合でも、24年より減額になった場合は、イを選択後、減額を○で囲んで提出できます。

[減額] ※該当者のみ○をつけ提出。

2-③父又は母は、児童扶養手当を受給している。

ア はい イ いいえ

- アの人は児童扶養手当受給者証の写又は受給金額のわかるもの（通帳の写等2回分程度）を提出。

2-④生活保護費を受給している。

ア はい イ いいえ

- アの人は生活保護受給者証明書及び受給金額のわかるもの（通帳の写等）又は決定（改定）通知書の写を提出。
通帳の写又は決定（改定）通知の写は、できるだけ1年分（H25年1月～申請時まで等）提出。

2-⑤年金・恩給受給者がいる。（遺族年金・障害者年金含む）

ア はい イ いいえ

- アの人は年金の源泉徴収票の写・最新の改定通知書・振込通知書の写のいずれかを提出。遺族年金・障害者年金は、課税対象ではないので所得証明書には記載されませんが、証明書類は必要です。通帳の写可。
[記入例では母の遺族年金、24歳兄の障害者年金、祖父、祖母の老齢年金の書類が必要]

2-⑥失業者又は無職者がいる。

ア はい イ いいえ

- アの人は雇用保険受給資格者証の写、1年以内の失業は退職金（不）支給証明書又は「申立書」を提出。
[記入例では24歳兄の分の無職の「申立書」を記入して、提出必要]

2-⑦平成24年2月以降新たに《営業・農業・林業・漁業・配当・不動産・雑》を始めた家族がいる。又は以前からあったその所得が平成25年2月以降に大幅に増額又は減額になった。

ア はい イ いいえ

- アの人は「申立書」に25年の収入、必要経費、所得及び理由等を記入して提出。
※「免除制度」では、平成25年分確定申告の控の写し又は市区町村住民税申告書の写しが必要になります。

◎「入学1年前まで」とは、平成25年4月1日から申請時までです。

2-⑧「入学1年前まで」に主たる家計支持者が死亡した。

ア はい イ いいえ

2-⑨「入学1年前まで」に死亡者（主たる家計支持者以外）がいた。

ア はい イ いいえ

- 2-⑧又は2-⑨でアの人は死亡者の所得証明書及び住民票の除票。保険金・退職金有は2-⑩参照。

2-⑩「入学1年前まで」に退職した人がいる。又は6ヶ月以内に退職予定者がいる。

ア はい イ いいえ

- アの人は、退職時の源泉徴収票の写・退職（予定）証明書・退職金（不）支給（予定）証明書の写を提出。

2-⑪「入学1年前まで」に臨時所得（資産譲渡契約書・証明書等、退職金、保険金等）があった。

ア はい イ いいえ

- アに○をした人は支払証明書（入金額・入金年月日がわかるもの）等の写を提出。通帳の写し可。
[記入例では、母に保険金があり、証明書類が必要。保険金の掛け金の証明があれば所得から差し引きます。]

2-⑫兄弟姉妹に高校生以上の就学者がいる。（25年11月1日現在）

ア はい イ いいえ

- 人 [記入例では2人]
 アの人は「在学発行の在学証明書又は生徒手帳・学生証の写を提出。[記入例では、姉と19歳の兄の分が必要]
※「免除制度」では、弘前大学の様式に在学学校担当者等の証明が必要となります。（26年4月1日現在のものが必要
なため、提出期日が考慮されています。）

2-⑬障害者又は要介護者（介護認定4以上）がいる。

ア はい イ いいえ

- アの人は身体障害者手帳の写又は介護認定証（要介護4以上）の写を提出。[記入例では、兄の身障者手帳の写必要]

⑭～⑯については、該当していても証明書類を提出しない場合は、イのいいえを選択可能です。

2-⑭6ヶ月以上の長期療養者・要介護者がいる。

ア はい イ いいえ a・bを提出しない人は、イに○をしてください。

- アの人は下記a・bのどちらかを提出し、家庭調書に続柄及び1ヶ月分の経費等を記入する。
a 医療費の領収書・薬代の領収書の1ヶ月分の写。
b 介護費用の場合は、介護認定証の写及び施設利用料の1ヶ月分の写。この場合の介護等級は問わない。

2-⑮「入学1年前まで」に火災・風水害（降雹・降霜含む）等の災害にあった。

ア はい イ いいえ（証明書等を提出しない人はイに○をしてください）

- アに○をした人は、被災証明書・罹災証明書の写を提出。
【注意】東日本大震災による被害については「ア はい」を選択できますが、「東日本大震災による被災学生への経済支援」を実施予定です。支援内容等については、下記問合せ先（学務部学生課）へ問い合わせてください。

2-⑯主たる家計支持者が別居（仕事上の都合で単身赴任）している。

ア はい イ いいえ（証明書等を提出しない人はイに○をしてください）

- アに○をした人は1ヶ月分の家賃の領収書の写を提出。（通帳の写は不可。）

最後にもう一度提出書類を確認してください。 所得証明書・住民票は原本ですか？

その他の書類は、すべてA4サイズ用紙でコピー（又はA4サイズ用紙に貼り付け）しましたか？
源泉徴収票など写を提出する書類を原本で提出しないで下さい。提出された書類は返却できません。

また、「免除制度」へ申請する際に再度提出が必要になりますので注意してください。

※原本で提出する所得証明書・住民票については、「免除制度」に申請する場合、本プロジェクトに申請済みとして省略可とします。

◎提出された書類は、弘前大学学内の学生支援・経済支援に使用します。その他の目的には使用しません。

申請書類提出及び問合せ先

〒036-8560弘前市文京町1 担当 弘前大学学務部学生課（弘前大学ゆめ応援プロジェクト）
0172-39-3112 8:30～17:00 平日のみ